

# 障害者雇用推進資金のご案内

千葉県では、障害のある人の雇用について、法定雇用率が引き上げられるなど、就労機会の拡大が求められていることから、県内中小企業の雇用の取り組みを資金面で支援するため、県制度融資に「障害者雇用推進資金」を創設しました。

## 県制度融資とは…

県制度融資は県内の中小企業の皆様に、経営の活性化、安定のために必要な事業資金を円滑に調達して頂くために、県、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、金融機関、千葉県信用保証協会の連携と協力のもとで行われている融資制度です。

## 融資の概要

- 対象者 県で実施している「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」の認定を受けている方
- 融資限度額 3,000万円
- 金利 1.0%～1.5%（融資期間による）
- 融資期間 設備資金10年以内、運転資金7年以内

資金を利用する際は、事前に県産業人材課に対し事業所の状況報告書（様式第6号）を提出し、確認を受ける必要があります。

確認後に県から発行される確認通知書を融資希望金融機関に提出してください。

様式等は県ホームページからダウンロードできます。

[県HP](#) <障害者雇用推進資金のご案内>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanjin/shougai/friendly/seidoyuusi.html>



## <お問い合わせ先>

### フレンドリーオフィスに関すること

：千葉県 商工労働部 産業人材課 障害者就労支援班（TEL 043-223-2756）

[県HP](#) <笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanjin/shougai/friendly/index.html>



### 県制度融資に関すること

：千葉県 商工労働部 経営支援課 金融支援室（TEL 043-223-2707）

[県HP](#) <中小企業向け融資制度のご案内>

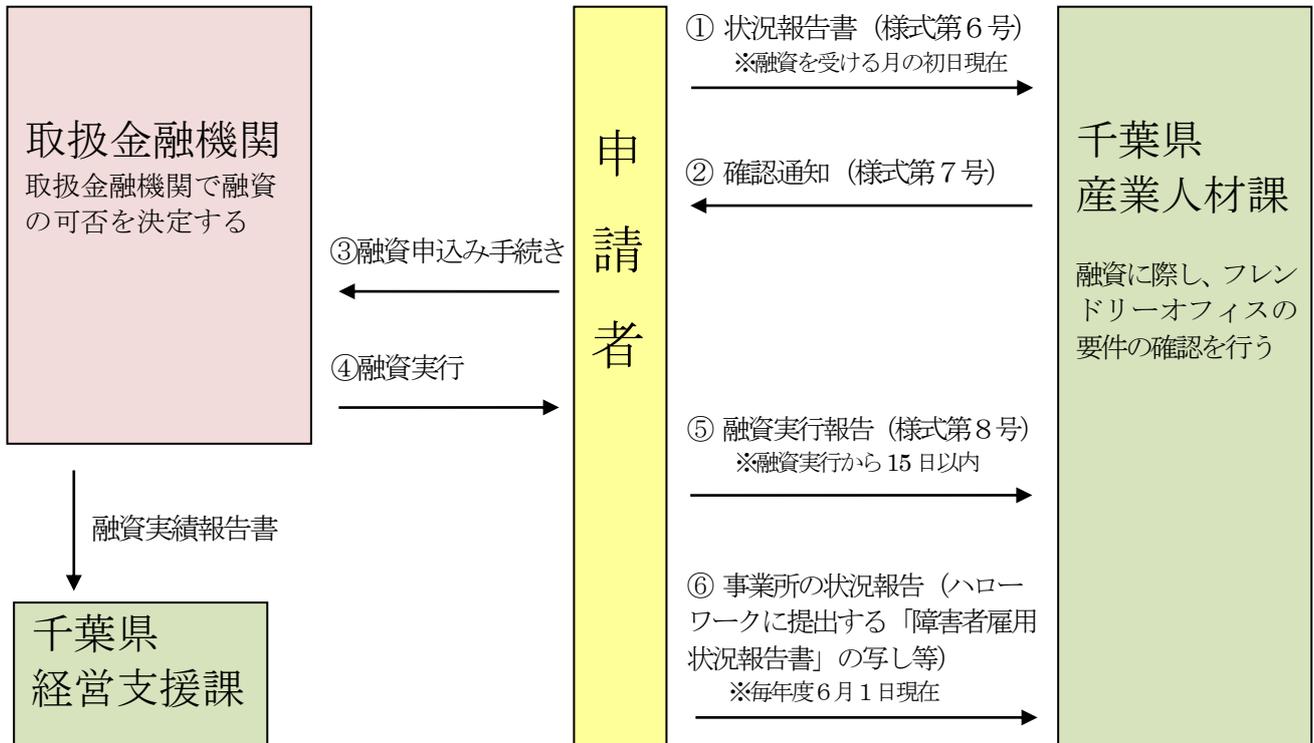
<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/chuushou-yuushi/youushiseido/chuushou/index.html>



## 融資の申込み先

：最寄りの取扱金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会

## 融資の流れ



- 融資を希望される方は、県庁産業人材課へ事業所の状況報告を行う前に、取扱金融機関に融資の相談をしてください。
- ①の状況報告書の提出にあたっては以下の書類も添付してください。
  - ・ 障害者雇用状況計算書（雇用率算出のための県指定様式）  
（法人の1事業所の場合、法人全体の分も作成してください。）
  - ・ 雇用状況を確認する書類  
（法定雇用率対象事業所）直近の「障害者雇用状況報告書」の写し  
（     "     対象外事業所）雇用する障害者全員分の障害者手帳の写し
- ②の県から発行される確認通知書は融資をお約束するものではありません。
- 融資を受ける間、毎年度6月1日現在の雇用状況を県産業人材課に報告していただきます。雇用状況を確認する書類は以下のものです。
  - （法定雇用率対象事業所）直近の「障害者雇用状況報告書」の写し  
（     "     対象外事業所）雇用する障害者全員分の障害者手帳の写し